

事件番号 大阪地方裁判所 令和元年(フ)第2772号

破産者 ネイバース株式会社

破産手続開始日時 令和元年7月16日午前9時

ご 連 絡

令和2年1月21日

債 権 者 各 位

〒541-0041 大阪市中央区北浜3丁目6番13号

日土地淀屋橋ビル

破産管財人 渡 邊 徹

TEL 06-6202-4776

FAX 06-6202-3375



冠省 頭書破産事件について、管財業務を行ってまいりましたが、今般、配当可能な状況となりましたのでお伝えいたします。

債権者各位におかれましては、次の各点にご留意いただき、必要に応じて破産債権届出を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 破産債権届出書等については、1通のみ裁判所に提出してください。

債権届出の期間は、令和2年2月21日までです。

※ 詳細は、同封の【破産債権の届出の方法等について】をご覧ください。

- 2 当職は、債権者各位より届出のあった債権の存否等について調査を行うこととなります。その際、不明な点等についてお尋ねする場合もございますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。
- 3 貸金債権に付随する利息債権の届出があった場合、当職は、利息制限法を超える部分について異議を述べます。したがって、予め利息制限法の制限利率による引き直し計算をして債権届出をしてください。
- 4 支払日が未定のため金額の定まらない破産手続開始日以降の利息、遅延損害金について債権届出があった場合、当職は異議を述べますので、予めご了承ください。

草々

※ ご不明の点は、当職（担当：金、水井）までご連絡ください。